平成２２年（フ）第３５４８号
大阪府東大阪市新庄１丁目８番31号
債務者　永池かおる
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６０７号
大阪市東住吉区矢田２丁目２番20号シャネルコーポ102号
債務者　森岡　　弘
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６０８号
横浜市戸塚区吉田町1377番地　レオパレス元町103号
債務者　木村　曜三（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６４１号
大阪市平野区喜連２丁目７番２号メゾンソレイユ506号
債務者　南里　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６５２号
大阪市西成区千本中２丁目７番28号
債務者　矢野　淳子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７２９号
大阪市生野区勝山南４丁目９番３号
債務者　南智明こと　白　　智明
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７４８号
大阪市平野区加美南４丁目４番22号
債務者　森　　博子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７６４号
大阪府枚方市長尾家具町１丁目12番地の53
債務者　田村　和治
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７６６号
大阪府茨木市春日３丁目15番７号
債務者　土井　順子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７７２号
大阪府寝屋川市春日町19番19―202号
債務者　菊地　雄紀
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７７３号
大阪府寝屋川市春日町19番19―202号
債務者　菊地　由利
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７７５号
大阪市淀川区三津屋北２丁目９番３号
債務者　矢野沙耶香
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１６号
札幌市西区西野５条６丁目６番８―202号、申立時の住所札幌市西区発寒４条６丁目１番６号　橋本元司
債務者　橋本理恵子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０２１号
札幌市豊平区美園９条３丁目３番14号　レジデンス浅野202号
債務者　武田　康志
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０５８号
札幌市豊平区月寒東３条４丁目２番21号　ホワイトハウス１階104号
債務者　久我　幸夫
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０７３号
札幌市西区八軒10条東４丁目２番32―205号
債務者　齋藤　雅子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１７２号
札幌市中央区北３条西12丁目２番地１　札幌パークマンション511号
債務者　白石　順子（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１９９号
札幌市中央区南４条東３丁目17番地３　アルファタワー札幌南４条1108号
債務者　今野　英子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部